

涉外的法律関係としての国際結婚と離婚に関する一考察

——一つの試論として——

郷田正萬

目次

第I章 問題の所在

一、韓国における離婚状況

二、外国人と韓国人との国際結婚と離婚

第II章 韓国における結婚と離婚の諸相

一、総離婚件数と粗離婚率

二、有配偶離婚率

三、性・年齢別離婚

四、同居期間から見た離婚

五、離婚当時の未成年の子女の有無

六、離婚事由と離婚種別

七、地域別離婚

八、「市・道」別の離婚と離婚率

- 第Ⅲ章 渉外的法律関係としての国際結婚と離婚
    - 一、韓国人と外国人夫婦の総離婚
    - 二、韓国人夫と外国人妻との離婚
    - 三、韓国人妻と外国人夫との離婚
- 結びにかえて

## 第I章 問題の所在

「東アジア裁判外紛争解決機構化」を主題とするシンポジウムでは、なぜ今、「東アジア裁判外紛争解決機構」(EADR)か、という問題が提起をしていた。<sup>(1)</sup> それには大きく三つの点が指摘されていた。

まず第一に、二〇〇五年の「国勢調査」で、定住外国人二五五万人、厚生労働省調査で結婚七一万組／同年のうち、外国人との結婚は四万組(二七組に一組の割合)、愛知県、山梨県、栃木県など、多くの県で外国人労働者の世帯数が激増している。<sup>(2)</sup>

第二に、アジア特化のADRの必要性が国家間関係が悪化している点からも高まっている。まず日韓関係は友好関係を維持しているものの安定的な関係ではない。また日・中関係も関係を継続しているものの、最近の両国関係は安定的なものではなく、発表された世論調査の結果は、回答者の六六%が過去「最悪である」と回答している。<sup>(3)</sup>

第三に、EADRが求められている第三は構造的側面を考える必要があった。このような点から考えると、日・中・韓の三国の涉外生活関係から生じる法的な紛争を調整する裁判外の調整機関は緊急に設ける必要に迫られている、と言えるだろう。

この小論では、上記のことを考慮しながら、全体の枠組として、まず、「はじめに」第一章で、「問題の所在」を述べ、つぎに、第二章では、韓国における離婚の諸相を、第三章では、涉外的法律関係としての国際結婚と離婚問題を素描して、グローバル化時代におけるアジア地域の法秩序の変化やあり方を考察、分析しようと試みるものである。<sup>(4)</sup>

一方で、最近の韓国における結婚と離婚が激増している一つの現象として、国際結婚と国際離婚があげられる。このことに関しては、第三章で、詳しく述べることになるので、ここでは省略しておきたい。ただ、韓国人との国際結婚

と離婚の問題が多いのは、日本と中国の国籍を持っている人々であることだけを指摘しておく。これらの国際離婚問題やそれに伴う様々な法律問題に関わる紛争の解決は、準拠法の決定による法律による紛争解決の方法を取らざるを得ない。しかし、そのような場合においても、それに並行して裁判外紛争解決（ADR）が重要な意味を持つことになる。その理由は、これらの人々は、それぞれ自国（日本、中国、ベトナムおよび韓国など）の固有の文化的な背景を持つて結婚や離婚することになるからである。したがって、これらの結婚や離婚を文化的な背景から理解し、あらゆる知識や知恵を動員して、国際離婚問題（相続・養育費・慰謝料など）や離婚手続きに取り入れる必要がある。

では、以下では、韓国における離婚の実態を、統計を用いながら、もう少し考察しておきたい。

#### 一、韓国における結婚と離婚一般状況

結婚とは、男女両性の人間が行う契約によって、夫婦関係を維持することである。そして、一旦、婚姻関係が成立すると様々な法律効果が発生するのである。その中には、夫婦の「同居・協力・扶助義務」のように、常識的に当然と考えられるものもあれば、そうではないものもある<sup>(5)</sup>。

これに対して、離婚とは、夫婦関係の解消である。離婚による効果としては、人格的な効果、財産上の効果、子の扱いなどがある<sup>(6)</sup>。

#### ① 人格的な効果

人格的な効果として重要なものは、同居・協力義務の消滅である。

#### ② 財産上の効果

離婚した一方は、相手方に対して、財産の分与を請求することができるのである。つまり、離婚に際して、夫婦財産を清算する必要がある。

また、有責的離婚原因による離婚においては、有責者が不法行為の要件を満たす限り、他方配偶者は慰謝料の請求ができるのである。

### ③ 親権と扶養の問題

離婚に際し、子供をどちらが引き取るかは、財産分与以上に大きな問題になる。<sup>(7)</sup>

親の未成熟に対する扶養に関しては、親権と扶養との関係が問題になる。親権と扶養とは別の問題である。親権には財産管理権が含まれるが、それは子の財産を管理する権能であり、子の財産があるときにのみ問題にある。これに対し、扶養は子に財産があるかどうかを問わず、問題となる。<sup>(8)</sup>

協議離婚をする場合に、未成年者がいるときは、父母の一方を親権者と定めなければならず、この記載がなければ離婚届が受理できない。裁判上の離婚の場合は、裁判所が父母の一方を親権者と決める。

以上のように極簡単に考察しただけでも、離婚関係、すなわち夫婦関係の解消は複雑な問題と関わっているが、夫婦当事者間の協議によって離婚の合意がなされる場合は、協議離婚制度を通じて、離婚手続きによって簡単に Rowe ることもできる。しかし、通常はそれほど簡単には行かないのが離婚に関わる紛争の実態である。

ここでは、まず韓国の民法第八四〇条、つまり裁判上の離婚原因を手掛として、韓国における結婚と離婚の状況を一瞥することにし、その後、韓国における外国人と韓国人との国際結婚と離婚を考察してみたい。

まず韓国の「民法第八四〇条」は、次のように規定している。

夫婦の一方は、次の各号の事由があるときは、家庭法院（裁判所）に離婚を請求することができる。

- 一、配偶者に不貞な行為があったとき、
  - 二、配偶者が悪意で、他の一方を遺棄したとき、
  - 三、配偶者またはその直系尊属から極めて不当な待遇を受けたとき、
  - 四、自己の直系尊属が配偶者から極めて不当な待遇を受けたとき、
  - 五、配偶者の生死が三年以上判明しないとき、
  - 六、その他、婚姻を継続しがたい重大な事由があるとき、<sup>(9)</sup>
- などである。

上記の韓国民法第八四〇条のなかで、第一号から第五号までは、条文規定の意味が明確であるが、第六号については不明な点がある。

韓国の大法院判例は、民法第八四〇条第六号について、次のように記している。「民法第八四〇条第六号所定の婚姻理由である『婚姻を継続し難い重大な事由がある時』とは、夫婦間の愛情と信頼が土台となるべき婚姻の本質に相応する夫婦共同生活関係が回復できないほど破綻し、その婚姻生活の継続を強制することが一方の配偶者に耐え難い苦痛となる場合を指す<sup>(10)</sup>、と判示している。

また、韓国における判例の立場は、離婚請求に関する限り、有責配偶者の責任について厳しく判断している。それに関する大法院判例を見ると次の通りである。すなわち、「婚姻生活の破綻について主な責任がある配偶者は、原則的に、その破綻を事由にして離婚の請求をすることができない。ただし、相手側もその破綻以後の婚姻を継続する意志

がないことが、客観的に明らかであるにも拘らず、意地や報復的感情から婚姻に応じずにいるだけである、という特別な事情がある場合にのみ、例外的に有責配偶者に離婚請求権が認められる<sup>(11)</sup>、と明示している。

上記の大法院判例から見られるように、韓国では、離婚請求権に関する規定が極めて厳格であるにも拘らず、後述するように、年々離婚の数は激増している状況である。やはり、このことは現在の国際社会のグローバル化と無関係ではないように思われる。

## 二、外国人と韓国人との国際結婚と離婚

韓国人と外国人との結婚は時系列に見ると、戦後の冷戦期においては占領軍である米国人との結婚が多かったため、その後の経済復興期および外国との国交正常化によって、日本人、中国人、ロシア人、そしてさらにベトナム人との国際結婚が多くなっている。

ここでは、簡単に、まず韓国における離婚一般のことについて一瞥し、その後に関渉事件の一つとして、外国人と韓国人との国際結婚と離婚の問題を取り扱うことにした。

## 第二章 韓国における結婚と離婚の諸相

### (一) 総離婚件数と粗離婚率

・韓国における二〇〇六年における離婚総数は一二五・〇(組)で、二〇〇五年よりも三・四件(マイナス二・七%)減少している。しかし、これは一日に、平均三四二件(組)が離婚したことになり、二〇〇三年まで増加していた

傾向が、二〇〇四年から減少傾向に転換され、二〇〇六年にも小幅減少傾向を示していることになる。こうした傾向になった主な理由として考えられることは、有配偶人口（二五から四九才まで）の減少や、離婚熟慮期間の取り入れなどの影響で、離婚の件数が減少するようになったと思われる。

以下の表（一）は離婚の件数と粗離婚率を示している。

表1 離婚件数および粗離婚率<sup>(12)</sup>

年度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
離婚総件数(千件)	79.9	91.2	116.7	118.0	120.0	135.0	145.3	167.1	139.4	128.5	125.0
増減(千件)	11.6	11.3	25.6	1.3	2.0	15.0	10.3	21.8	-27.7	-10.9	-3.4
増減率(%)	17.6	14.1	28.0	1.1	1.7	12.5	7.6	15.0	-16.6	-7.8	-2.7
粗離婚率*	1.7	2.0	2.5	2.5	2.5	2.8	3.0	3.5	2.9	2.6	2.6

\*人口1千名当たりの件数

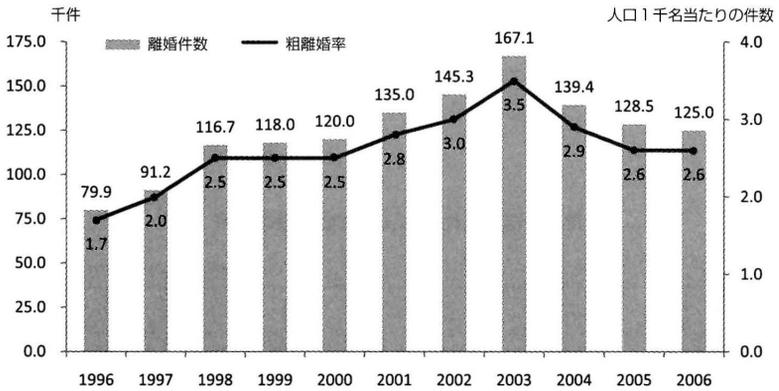


図1 離婚件数および粗離婚率の推移<sup>(13)</sup>

(二) 有配偶離婚率

・有配偶者一〇〇名(夫婦五〇組)当たり、〇・五三件(組)が、有配偶者二〇〇名(夫婦一〇〇組)当たり、一・〇六件(組)が離婚したことになる。

したがって、有配偶者離婚率は(有配偶者一、〇〇〇名当たりに、離婚件数は五・三件(組)になる。

表 2 総離婚件数および有配偶者離婚率<sup>(14)</sup>

(単位：有配偶者 1 千名当たりの件数)

年 度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
総離婚件数	119,982	135,014	145,324	167,096	139,365	128,468	125,032
有配偶者率	5.3	5.9	6.3	7.2	6.0	5.5	5.3p

p：暫定値

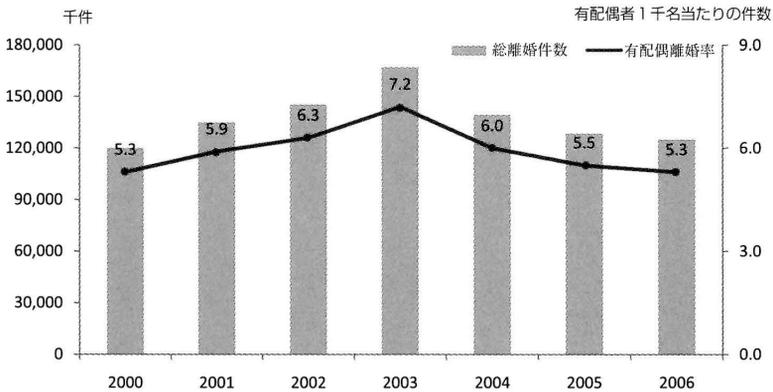


図 2 総離婚件数および離婚率の推移<sup>(15)</sup>

## (三) 性・年齢別離婚

## (イ) 男子の年齢別離婚

① 四五歳未満の男女の年齢層では離婚が減少しており、四五歳以上の年齢層では離婚が増加している。

② 性別に見ると、男子の年齢別離婚は三〇代後半(三五～三九才) 二六・〇件で、次に四〇才前半(四〇～四四才) 二五・五千件で、四〇代後半(四五～四九才) が二一・三千件、三〇代前半(三〇～三四才) 一九・一千件の離婚で、三〇～四〇代年齢層が七三・四%を占めて、主たる離婚年齢層になっている。

③ 四五才未満年齢層では離婚が減少する反面、四五才以上の年齢層で離婚の増加が見られる。特に、五五才以上の年齢層で〇・九千件が増加し、最も高い増加率(七・八%)を示しており、一〇年前の一九九六年よりも三・五倍の増加を示している。

## (ロ) 女子の年齢別離婚

① それに反して、女子の年齢別離婚を見ると、三〇代後半(三五～三九才)の年齢層が二七・一%で、三〇代

表3 男子の年齢別離婚件数<sup>(16)</sup>

(単位：千件)

年度 年齢	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	増減率
計*	79.9	91.2	116.7	118.0	120.0	135.0	145.3	167.1	139.4	128.5	125.0	-2.7
15～19	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	-17.5
20～24	1.6	1.8	2.0	1.8	1.9	2.1	2.1	2.0	1.7	1.6	1.4	-7.2
25～29	9.4	10.1	11.6	11.5	11.6	12.4	12.2	11.6	9.0	7.8	7.0	-9.7
30～34	17.9	19.1	22.6	22.3	22.9	26.1	27.5	30.6	24.2	21.2	19.1	-9.7
35～39	20.7	23.3	29.3	28.5	27.7	30.2	31.9	35.5	29.7	27.0	26.0	-3.9
40～44	14.1	17.2	23.5	24.6	25.3	29.0	31.7	36.9	29.8	27.2	25.5	-6.5
45～49	8.0	9.7	13.3	13.9	14.8	17.5	20.0	24.7	21.9	20.7	21.3	2.8
50～54	4.2	5.1	7.4	7.8	8.2	9.0	10.2	12.8	11.2	11.0	11.8	7.3
55才以上	3.6	4.6	7.0	7.4	7.5	8.5	9.7	13.0	11.9	12.0	12.9	7.8

\*未詳を含む

初半(三〇〇三四才)が二四・六千件の順で、三〇代が四一・一%を占めている。その次が四〇代初半(四〇〇四四才)が二二・五千件の順序である。

なお五五才以上の年齢層では、一〇年前の一九九七年よりも五・一%が増加している。

全体としては、平均離婚年齢は男子が四二・六歳で、女子が三九・三歳で、離婚の件数は毎年絶えず増加している傾向を見せている。

(ハ) 男女の平均離婚年齢

① 平均離婚年齢は男子が四二・六才、女子が三九・三才で、昨年(二〇〇五年)に比べて、それぞれ〇・五才、〇・七才多くなり、毎年次第に高くなる傾向を示している。一〇年前(一九九六年)よりも、男子が四・〇才、女子が四・五才高くなっている。その理由は、初婚年齢の上昇と二〇年以上も同居した夫婦の離婚の比重が増加したことがその要因である。そして、男子と女子の平均離婚年齢の差異は、三・三才で、一〇年前(一九九六年)の三・八才より〇・五才低くなっている。

表 4 男子の年齢別離婚率<sup>(17)</sup>

(単位：該当年齢、男子人口一千名当りの件数)

年度 年齢	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
一般離婚率*	4.5	5.1	6.4	6.4	6.4	7.2	7.7	8.7	7.2	6.6	6.3
15~19	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
20~24	0.7	0.8	1.0	0.9	0.9	1.0	1.0	0.9	0.8	0.8	0.8
25~29	4.0	4.2	4.9	4.9	5.0	5.6	5.8	5.7	4.5	3.9	3.5
30~34	7.9	8.6	10.2	9.9	10.0	11.2	11.7	13.0	10.4	9.3	8.7
35~39	9.3	10.2	12.7	12.4	12.2	13.6	14.7	16.3	13.4	12.0	11.3
40~44	8.6	9.8	12.6	12.4	12.2	13.4	14.1	16.3	13.2	12.3	11.7
45~49	6.4	7.5	10.0	10.1	10.1	11.0	11.7	13.6	11.4	10.2	10.0
50~54	3.9	4.9	6.9	7.1	7.0	7.5	8.2	10.0	8.4	7.7	7.6
55才以上	0.8	1.0	2.4	2.5	2.5	2.7	2.9	3.8	3.3	3.2	3.4

\*一般離婚率=総離婚件数÷15才以上の男子人口×1,000

表5 女子の年齢別離婚件数<sup>(18)</sup>

(単位：千件)

年度 年齢	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	増減率
計*	79.9	91.2	116.7	118.0	120.0	135.0	145.3	167.1	139.4	128.5	125.0	-2.7
15～19	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	-17.6
20～24	5.9	6.3	6.8	6.4	6.4	7.0	7.0	6.5	5.6	5.0	4.4	-12.8
25～29	17.2	18.3	21.6	21.1	21.2	22.9	22.8	23.2	18.1	15.7	13.9	-11.7
30～34	19.9	21.9	26.7	26.7	26.9	30.8	33.4	38.0	30.8	27.3	24.6	-9.7
35～39	18.9	22.2	28.5	28.1	27.1	29.4	31.1	35.3	29.8	27.6	27.1	-2.0
40～44	10.0	12.6	18.2	19.6	20.8	24.4	26.9	32.0	26.2	23.8	22.5	-5.4
45～49	4.3	5.4	7.9	8.5	9.5	11.4	13.5	18.1	16.0	15.7	17.3	10.1
50～54	1.9	2.4	3.8	4.2	4.3	4.9	5.6	7.6	6.9	6.9	8.1	16.9
55才以上	1.3	1.8	2.8	3.1	3.3	3.7	4.4	6.0	5.6	5.9	6.8	14.3

\*未詳を含む

表6 女子の年齢別離婚率<sup>(19)</sup>

(単位：該当年齢、女子人口一千名当りの件数)

年度 年齢	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
一般離婚率*	4.4	5.0	6.3	6.3	6.3	7.0	7.5	8.6	7.1	6.5	6.2
15～19	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2	0.3	0.2
20～24	2.8	3.1	3.4	3.3	3.4	3.6	3.6	3.3	2.9	2.7	2.5
25～29	7.6	8.0	9.5	9.4	9.7	10.8	11.2	11.8	9.5	8.3	7.2
30～34	9.5	10.6	12.7	12.4	12.3	13.8	14.7	16.8	13.8	12.5	11.7
35～39	9.0	10.1	12.9	12.9	12.6	14.1	15.2	16.9	13.9	12.7	12.2
40～44	6.4	7.5	10.2	10.4	10.5	11.7	12.5	14.7	12.2	11.2	10.9
45～49	3.6	4.3	6.2	6.4	6.6	7.3	8.2	10.3	8.6	8.0	8.4
50～54	1.8	2.3	3.6	3.8	3.7	4.1	4.6	6.0	5.3	4.9	5.3
55才以上	0.2	0.3	0.7	0.8	0.8	0.9	1.0	1.3	1.2	1.2	1.4

\*一般離婚率＝総離婚件数÷15才以上の女子人口×1,000

表 7 男女平均離婚年齢<sup>(20)</sup>

(単位：才)

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
男子	38.6	39.1	39.8	40.0	40.1	40.2	40.6	41.3	41.7	42.1	42.6
女子	34.8	35.3	36.1	36.4	36.6	36.7	37.1	37.9	38.2	38.6	39.3
差異	3.8	3.8	3.7	3.6	3.5	3.5	3.5	3.4	3.5	3.5	3.3

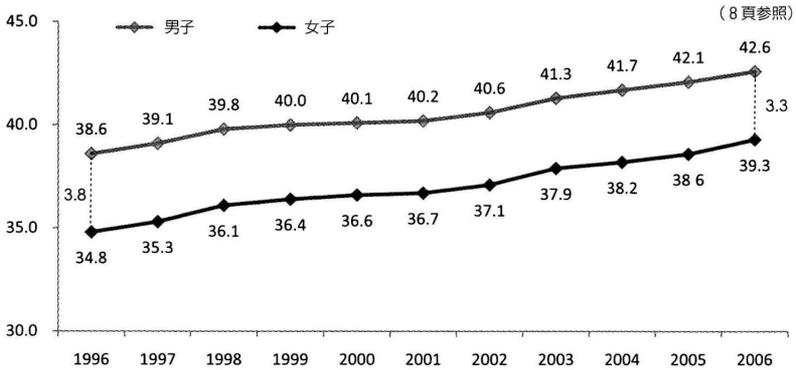


図 3 男女平均離婚年齢の推移<sup>(21)</sup>

## (四) 同居期間から見た離婚

①二〇年以上の同居夫婦は、全体の一九・二%で、四年以下は二六・五%で、共に増加している。

②四年以下の同居夫婦の離婚の構成比は、外国人夫婦の離婚の増加の影響によって、二〇〇四年以後、増加の傾向を示している。しかし、四年以下の同居夫婦のなかで、韓国人夫婦の離婚は減少している。

③離婚夫婦の平均同居期間は、一一・四年であり、一〇年前の一九九六年よりも一・八%が増加している。

表8 同居期間別の離婚件数および構成比<sup>(22)</sup>

(単位：千件、%)

年 度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
計*	79.9	91.2	116.7	118.0	120.0	135.0	145.3	167.1	139.4	128.5	15.0
0～4年	25.7	28.2	34.3	34.5	35.2	38.1	39.1	41.0	35.1	33.2	33.1
5～9年	19.7	22.1	27.2	26.9	26.7	31.1	33.8	38.6	31.9	28.6	27.4
10～14年	15.7	17.8	22.5	22.3	22.4	25.7	28.2	32.8	26.4	23.7	22.5
15～19年	11.0	13.3	18.1	18.4	18.4	20.0	21.4	24.9	20.5	19.0	18.1
20年以上	7.1	8.9	14.5	16.0	17.2	20.1	22.9	29.8	25.5	24.0	24.0
構 成 比											
計*	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4年	32.1	31.0	29.4	29.2	29.3	28.2	26.9	24.6	25.2	25.9	26.5
5～9年	24.6	24.3	23.3	22.8	22.3	23.0	23.2	23.1	22.9	22.2	21.9
10～14年	19.6	19.5	19.2	18.9	18.7	19.0	19.4	19.6	18.9	18.4	18.0
15～19年	13.8	14.6	15.5	15.6	15.3	14.8	14.7	14.9	14.7	14.8	14.5
20年以上	8.9	9.8	12.4	13.5	14.3	14.9	15.7	17.8	18.3	18.7	19.2

\*未詳を含む

表 9 韓国入夫婦の離婚件数および構成比<sup>(23)</sup>

(単位：千件、%)

年度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
総離婚(A)	79.9	91.2	116.7	118.0	120.0	135.0	145.3	167.1	139.4	128.5	125.0
韓国入夫婦(B)	78.1	89.6	115.2	116.5	118.3	133.2	143.5	164.9	136.0	124.2	118.8
0~4年(C)	24.7	27.5	33.6	33.6	34.2	36.9	37.9	39.6	32.6	30.0	28.1
構成比											
韓国入夫婦(B/A)	97.8	98.3	98.7	98.7	98.6	98.7	98.7	98.7	97.6	96.7	95.0
0~4年(C/A)	31.0	30.1	28.7	28.5	28.5	27.4	26.1	23.7	23.4	23.3	22.5
0~4年(C/B)	31.7	30.7	29.1	28.8	28.9	27.7	26.4	24.0	24.0	24.1	23.7

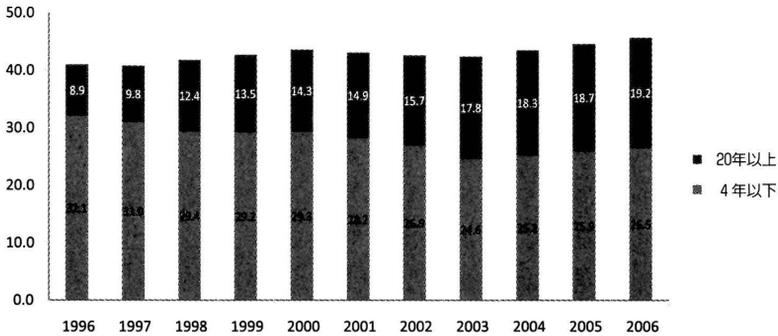


図 4 同居期間（4年以下、20年以上）別、離婚の構成比の推移<sup>(24)</sup>

表10 平均同居期間<sup>(25)</sup>

(単位：年)

年度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
同居期限	9.6	9.8	10.4	10.5	10.6	10.7	10.9	11.4	11.4	11.4	11.4
韓国入夫婦	9.8	10.0	10.5	10.6	10.7	10.8	11.0	11.5	11.6	11.6	11.8

\*未詳を除外する

(五) 離婚当時の未成年の子女の有無  
 離婚当時の二〇歳未満の未成年子女がある夫婦の構成比は、全体の六〇・七%を示している。二〇〇六年に離婚した夫婦の、二〇歳未満の未成年子女の総数は一二四・三名であった。

表11 離婚当時未成年子女有無別離婚件数および構成比<sup>(26)</sup>

(単位：千件、%)

年度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
計	79.9	91.2	116.7	118.0	120.0	135.0	145.3	167.1	139.4	128.5	125.0
子女(有)	57.4	65.3	83.8	84.1	84.4	94.9	101.4	114.3	91.3	81.4	75.9
1名	26.0	29.2	37.0	37.7	38.1	42.2	43.7	47.8	39.1	35.0	33.5
2名	27.3	31.4	41.4	41.2	41.1	46.7	50.8	58.3	45.6	40.3	37.0
3名以上	4.1	4.6	5.5	5.2	5.3	6.0	6.9	8.1	6.6	6.0	5.5
子女(無)	22.5	25.9	32.9	33.9	35.5	40.1	44.0	52.8	48.1	47.0	49.1
構 成 比											
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
子女(有)	71.9	71.6	71.8	71.2	70.4	70.3	69.7	68.4	65.5	63.3	60.7
1名	32.5	32.1	31.7	31.9	31.8	31.3	30.0	28.6	28.1	27.3	26.8
2名	34.2	34.4	35.5	34.9	34.2	34.6	35.0	34.9	32.7	31.4	29.6
3名以上	5.2	5.1	4.7	4.4	4.4	4.5	4.7	4.8	4.7	4.7	4.4
子女(無)	28.1	28.4	28.2	28.8	29.6	29.7	30.3	31.6	34.5	36.7	39.3

\*未詳を含む

表12 離婚当時20才未満の子女総数<sup>(27)</sup>

(単位：千名)

年度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
20才未満子女数	93.5	105.6	136.8	136.2	136.6	154.3	166.5	189.6	150.6	134.3	124.3

- (六) 離婚事由と離婚種別離婚
- (イ) 離婚事由による離婚
  - ① 性格の差異……四七・七%
  - ② 経済問題……一四・六%
- であるが、この①②が全体の六四・三%を占めている。
- ③ 精神的・肉体的虐待
- (ロ) 離婚の種類別による離婚
  - ・離婚種類(協議離婚か・裁判離婚か)
  - ① 協議離婚が八六・七%
  - ② 裁判離婚が一三・一%

表13 離婚事由別離婚件数および構成比<sup>(28)</sup>

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
計	120.0	135.0	145.3	167.1	139.4	128.5	125.0
配偶者不貞	9.7	11.8	12.6	12.3	9.7	9.7	9.4
精神・肉体的虐待	5.2	6.3	6.9	7.2	5.9	5.7	5.6
家族間不和	26.3	23.8	20.9	21.7	14.0	12.2	11.1
経済問題	12.8	15.6	19.7	27.4	20.5	19.1	18.3
性格差異	48.2	58.1	65.0	75.7	68.8	63.2	62.2
健康問題	1.1	1.0	0.9	1.0	0.9	0.8	1.0
その他*	16.8	18.5	19.3	21.8	19.7	17.7	17.4
構成比							
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
配偶者不貞	8.1	8.7	8.6	7.4	7.0	7.6	7.6
精神・肉体的虐待	4.3	4.7	4.8	4.3	4.2	4.4	4.5
家族間不和	21.9	17.6	14.4	13.0	10.0	9.5	8.9
経済問題	10.7	11.6	13.6	16.4	14.7	14.9	14.6
性格差異	40.1	43.0	44.7	45.3	49.4	49.2	49.7
健康問題	0.9	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.8
その他*	14.0	13.7	13.3	13.1	14.1	13.8	13.9

★未詳含む

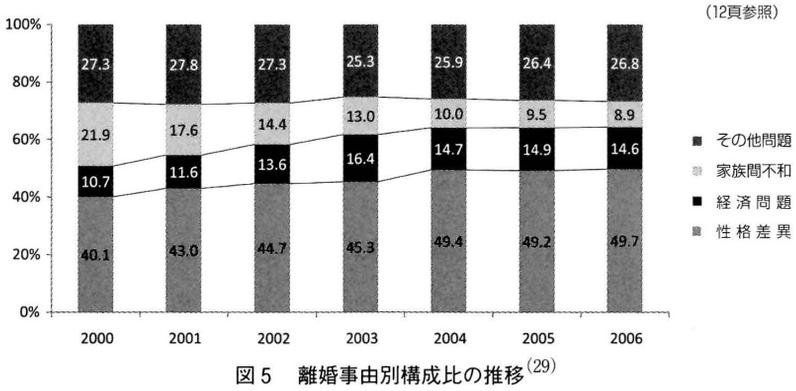
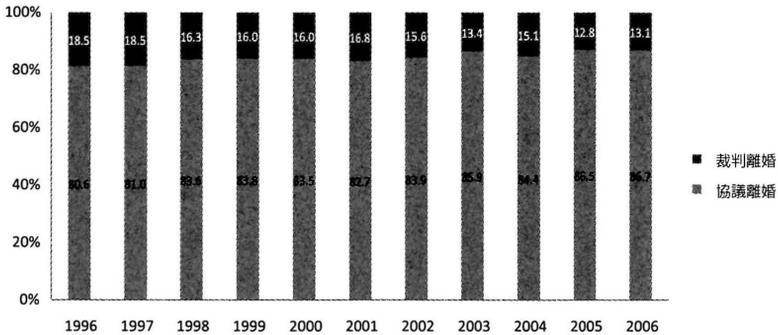


表14 離婚種類別による離婚の件数および構成比 (30)

(単位：千件、%)

年度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
計	79.9	91.2	116.7	118.0	120.0	135.0	145.3	167.1	139.4	128.5	125.0
協議離婚	64.4	73.9	97.6	98.9	100.2	111.7	121.9	143.6	117.6	111.1	108.3
裁判離婚	14.8	16.8	19.1	18.9	19.2	22.6	22.7	22.3	21.0	16.5	16.4
構 成 比											
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
協議離婚	80.6	81.0	83.6	83.8	83.5	82.7	83.9	85.9	84.4	86.5	86.7
裁判離婚	18.5	18.5	16.3	16.0	16.0	16.8	15.6	13.4	15.1	12.8	13.1

未詳を含む



(七) 地域別離婚  
(市・道別離婚と離婚率)  
①京畿・・・三〇、〇〇三件  
②ソウル・・・二四、三五四件  
③粗離婚・・・仁川三・一%

(八) 「市・道」(日本  
の市・県に当たる)別の離婚  
および離婚率  
①市・道別離婚  
は京畿道が三〇、〇〇〇件、ソウル二

表15 市・道別離婚件数および離婚率<sup>(32)</sup>

(単位：件、%、人口1千人当たり)

年 度	離婚件数				構 成 比		粗離婚率	
	2005	2006	増 減	増減率	2005	2006	2005	2006
全 国	128,468	125,032	-3,436	-2.7	100.0	100.0	2.6	2.6
ソウル	25,300	24,354	-946	-3.7	19.7	19.5	2.5	2.4
釜 山	9,905	8,953	-952	-9.6	7.7	7.2	2.7	2.5
大 邱	5,916	5,490	-426	-7.2	4.6	4.4	2.3	2.2
仁 川	8,646	8,132	-514	-5.9	6.7	6.5	3.3	3.1
光 州	3,127	2,974	-153	-4.9	2.4	2.4	2.2	2.1
大 田	3,328	3,287	-41	-1.2	2.6	2.6	2.3	2.3
蔚 山	2,780	2,825	45	1.6	2.2	2.3	2.6	2.6
京 畿	30,358	30,003	-355	-1.2	23.6	24.0	2.9	2.8
江 原	4,105	3,985	-120	-2.9	3.2	3.2	2.7	2.6
忠 北	3,469	3,438	-31	-0.9	2.7	2.7	2.3	2.3
忠 南	4,594	4,647	53	1.2	3.6	3.7	2.3	2.4
全 北	4,471	4,448	-23	-0.5	3.5	3.6	2.4	2.4
全 南	4,394	4,423	29	0.7	3.4	3.5	2.2	2.3
慶 北	5,828	5,604	-224	-3.8	4.5	4.5	2.2	2.1
慶 南	7,844	7,603	-241	-3.1	6.1	6.1	2.5	2.4
済 州	1,663	1,613	-50	-3.0	1.3	1.3	3.0	2.9

国外を含む

四、三五三、釜山八、九五三件、仁川八、一三二件、の順番であり、対部分の地域は減少したが、忠南、ウル山、全南道は小幅増加している。

- ② 都市別粗離婚率（人口一十名当たりの離婚件数）は仁川三・一、済州二・九、京畿二・八、順に現れている。
- ③ 粗離婚率が低い市・道は光州、慶北でそれぞれ二・一％である。

### 第三章 渉外的民事紛争事件としての国際結婚と離婚問題

外国人との離婚は、毎年増加して、二〇〇六年には韓国の離婚総数の五・〇％を占めるようになった。

#### (一) 韓国人と外国人夫婦の総離婚

【イ】 韓国人と外国人夫婦の離婚の総数は、六、二八〇件で二〇〇五年よりも四六・八％が増加した。

- ① 二〇〇六年の韓国人と外国人夫婦の離婚は、六、二八〇件で、前年（二〇〇五年）の四、二七八件よりも、二、〇〇二件（四六・八％）増加している。

② 外国人妻との離婚は、全羅南道が四・六％、外国人夫との離婚はソウルが二・五％で、最も高い。

- ③ 外国人との離婚の離婚件数の六、二八〇件のなかで、同居期間が四年以内の離婚比重は七九・九％で、二〇〇二年の六五・三％よりも、一四・六％も増加していることを示しているが、これは毎年高くなって行く傾向を示している。

④ 韓国人夫と外国人妻との離婚は、総四、〇一〇件で、前年（二〇〇五年）より六四・一％増加している。

〈一〉中国・・・二、五五一件（六三・六％）

〈二〉ベトナム・・・六一〇件（二五・二％）

〈三〉日本・・・二〇二件（五・〇％）の順序である。

\* ベトナム人妻との離婚比率は高い増加率（二一・一％）を示している。

\* ベトナムとウズベキスタンの二〇代以下年齢層の構成比は、他の国に比べて高くなっている。

⑤ 韓国人妻と外国人夫との離婚は、総計二、二七〇件で、前年より二三・八％増加している。

〈一〉日本人夫との離婚は一、五二五件（六七・二％）で、米国人夫との離婚は二三八件（一〇・五％）である。

〈二〉中国人夫との離婚は、三一九件で、一四・一％に過ぎないが、前年（二〇〇五年）よりも一五七・三％増

加している。

〈三〉日本人夫との離婚は、高齢層で多く見られる。

【ロ】 韓国人と外国人夫婦との「市・道」別の離婚

表16 韓国人と外国人夫婦の離婚<sup>(33)</sup>

(単位：件、%)

年 度	2002	2003	2004	2005	2006
総 離 婚	145,324	167,096	139,365	128,468	125,032
外国人との総離婚(B=C+D)	1,866	2,164	3,400	4,278	6,280
総離婚対比構成比(B/A)	1.3	1.3	2.4	3.3	5.0
増 減	—	298	1,236	878	2,002
増 減 率	—	16.0	57.1	25.8	46.8
韓国人夫+外国人妻(C)	401	583	1,611	2,444	4,010
総離婚対比構成比(C/A)	0.3	0.3	1	1.9	3.2
増 減	—	45.4	176.3	51.7	64.1
韓国人妻+外国人夫(D)	1,465	1,581	1,789	1,834	2,270
総離婚対比構成比(D/A)	1.0	0.9	1.3	1.4	1.8
増 減	—	7.9	13.2	2.5	23.8

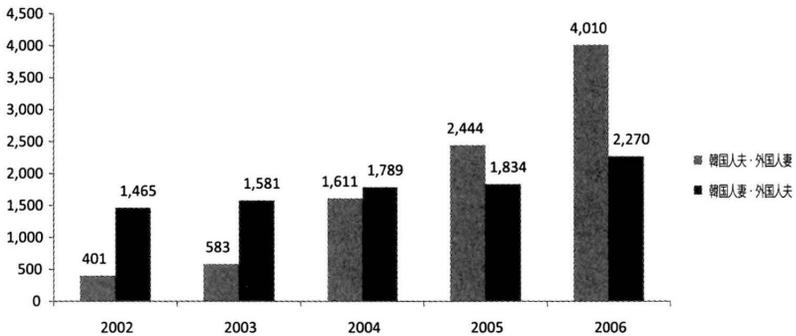
図7 韓国人と外国人夫婦の離婚の推移<sup>(34)</sup>

表17 韓国人夫と外国人妻・韓国人妻と外国人夫との都市別離婚<sup>(35)</sup>

(単位：件、%)

	2005年			2006年			2005年			2006年		
	離婚件数	韓国人夫 + 外国人妻	構成比									
全国*	128,468	2,444	1.9	125,032	4,010	3.2	128,468	1,834	1.4	125,032	2,270	1.8
ソウル	25,300	536	2.1	24,354	791	3.2	25,936	522	2.0	25,115	630	2.5
釜山	9,905	124	1.3	8,953	277	3.1	9,961	119	1.2	8,897	128	1.4
大邱	5,916	69	1.2	5,490	140	2.6	6,102	30	0.5	5,598	37	0.7
仁川	8,646	136	1.6	8,132	214	2.6	8,761	70	0.8	8,301	118	1.4
光州	3,127	45	1.4	2,974	85	2.9	3,334	18	0.5	3,094	18	0.6
大田	3,328	68	2.0	3,287	108	3.3	3,426	17	0.5	3,369	41	1.2
蔚山	2,780	42	1.5	2,825	74	2.6	2,752	4	0.1	2,790	9	0.3
京畿	30,358	531	1.7	30,003	840	2.8	30,613	338	1.1	29,979	380	1.3
江原	4,105	89	2.2	3,985	108	2.7	3,827	28	0.7	3,751	24	0.6
忠北	3,469	98	2.8	3,438	149	4.3	3,333	16	0.5	3,241	35	1.1
忠南	4,594	118	2.6	4,647	168	3.6	4,371	19	0.4	4,308	36	0.8
全北	4,471	94	2.1	4,448	193	4.3	4,289	27	0.6	4,111	40	1.0
全南	4,394	96	2.2	4,423	202	4.6	3,838	15	0.4	3,790	31	0.8
慶北	5,828	117	2.0	5,604	228	4.1	5,434	23	0.4	5,032	39	0.8
慶南	7,844	135	1.7	7,603	247	3.2	7,572	34	0.4	7,287	47	0.6
済州	1,663	35	2.1	1,613	50	3.1	1,612	25	1.6	1,563	29	1.9

国外を含む

【八】韓国人と外国人夫婦の離婚構成比（同居期間：〇～四年）外国人との離婚のなかで、四年以下の同居夫婦は七九・九%で、毎年増加している。

①二〇〇六年、韓国人と外国人の離婚の六、二八〇件のなかで、四年以内の比率は、七九・九%である。こ

れは、二〇〇二年の六五・三%よりも一四・六%増加したもので、毎年高くなっていく傾向である。

② 韓国人妻と外国人夫間の、四年以内の離婚比率は六一・〇%である反面、韓国人夫と外国人妻の四年以内の離婚比率は九〇・六%に達している。

③ それに反して、韓国人夫婦間の四年以内の、離婚比率は二三・七%である。(表9参照)

表18 同居期間が0～4年である韓国人と外国人夫婦の離婚構成比<sup>(36)</sup>

(単位：件、%)

年 度	2002	2003	2004	2005	2006
総 離 婚	145,324	167,096	139,365	128,468	125,032
外国人との総離婚数(A=C+E)	1,866	2,164	3,400	4,278	6,280
同居期間0～4年(B/A)	1,218	1,441	2,456	3,264	5,016
構 成 比 ( B / A )	65.3	66.6	72.2	76.3	79.9
韓国人夫+外国人妻(C)	401	583	1,611	2,444	4,010
同居期間0～4年(D)	347	509	1,443	2,178	3,632
構 成 比 ( D / C )	86.5	87.3	89.6	89.1	90.6
韓国人妻+外国人夫(E)	1,465	1,581	1,789	1,834	2,270
同居期間0～4年(F)	871	932	1,013	1,086	1,384
構 成 比	59.5	59.0	56.6	59.2	61.0

【三】 韓国人と外国人夫婦の平均同居期間

一般的な傾向として、韓国人夫婦の同居期間は増加しているが、外国人の平均同居期間は減少して行く傾向である。

①二〇〇六年に、離婚した韓国人と外国人夫婦の平均同居期間は、韓国人夫と外国人妻の夫婦が三・二年で、外国人夫と韓国人妻の平均同居期間は五・八年であった。

それに対して、韓国人夫婦の平均同居期間は一一・八年であったから、その半分よりも短い。

②二〇〇二年と比較してみると、韓国人夫と外国人妻の夫婦の平均同居期間は〇・四年（三・六年から三・二年）に減少しており、外国人夫と韓国人妻の夫婦の平均同居期間は〇・一年（五・九年から五・八年）に減少している。

表19 韓国人と外国人夫婦の平均同居期間<sup>(37)</sup>

(単位：年)

年 度		2002	2003	2004	2005	2006
韓国人と 外国人夫婦	韓国人夫+外国人妻	3.6	3.7	3.3	3.4	3.2
	外国人夫+韓国人妻	5.9	5.9	6.2	6.1	5.8
韓国人夫婦	韓国人夫+韓国人妻	11.0	11.5	11.6	11.6	11.8

(二) 韓国人夫と外国人妻との離婚

【イ】 韓国人夫と外国人妻との離婚

韓国人夫と離婚した外国人妻の国籍は、中国が六三・六%を占めて最も多い。

① 韓国人夫と外国人妻との離婚は四、〇一〇件で、

・ 中国が二、五五一件(六三・六%)

・ ベトナムが六一〇件(一五・二%)

・ 日本が二〇二件(五・〇%)

・ フィリピン一七一件(四・三%)順になっている。

② 中国人妻は、他の国家に比較して、累積件数が多いこともあって、離婚比重が高くなっているように思われる。ベトナム人妻の離婚は、二〇〇五年に続き、二〇〇六年にも一一・一%の高い増加率を示している。

【ロ】 韓国人夫と離婚した外国人妻の年齢および国籍別の離婚

二〇代の外国人妻が三九・六%を占めている。

① 韓国人夫と離婚した外国人妻の年齢別による離婚は、二〇代後半(二五才～二九才)が七九八件(二九・九%)、二〇代前半(二九～二四才)が七九〇件(二九・七%)、三〇代後半が五九八件(一四・九%)、三〇代前半(三〇～三四才)が五九三件(一四・八%)の順である。

二〇代が三九・六%

三〇代が二九・七%

表20 外国人妻の国籍別の離婚件数および構成比<sup>(38)</sup>

(単位：件、%)

年 度	2002	構成比	2003	構成比	2004	構成比	2005	構成比	2006	構成比	増減率
計	401	100.0	583	100.0	1,611	100.0	2,444	100.0	4,010	100.0	64.1
中 国	181	45.1	275	47.2	841	52.2	1,431	58.6	2,551	63.6	78.3
ベトナム	7	1.7	28	4.8	147	9.1	289	11.8	610	15.2	111.1
日 本	97	24.2	121	20.8	145	9.0	168	6.9	202	5.0	20.2
フィリピン	29	7.2	44	7.5	112	7.0	142	5.8	171	4.3	20.4
モンゴル	10	2.5	6	1.0	83	5.2	116	4.7	132	3.3	13.8
ウズベキスタン	3	0.7	16	2.7	67	4.2	75	3.1	105	2.6	40.0
米 国	21	5.2	27	4.6	74	4.6	62	2.5	73	1.8	17.7
そ の 他	53	13.2	66	11.3	142	8.8	161	6.6	166	4.1	3.1

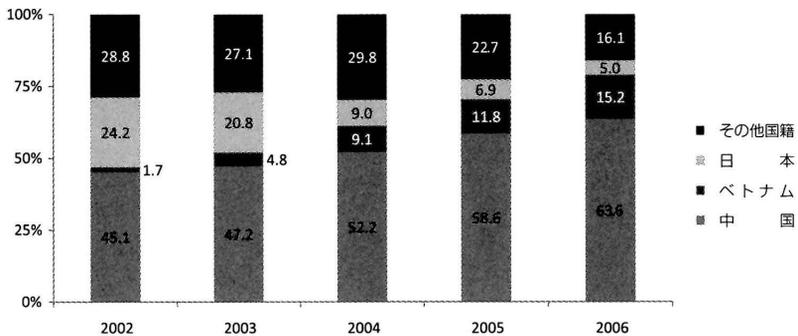


図 8 外国人妻の国籍別の離婚の構成比の推移<sup>(39)</sup>

四〇代の年齢が一八・七%を占めている。

②ベトナムとウズベキスタンの二〇代以下の年齢層の構成比は、他の国家の人々より比較的高くなっている。

表21 外国人妻の年齢および国籍別による離婚<sup>(40)</sup>

(単位：件、%)

	計	中 国	ベトナム	日 本	フィリピン	モンゴル	ウズベキスタン	米 国	そ の 他
計	4,010	2,551	610	202	171	132	105	73	166
15～19	216	4	170	1	14	5	14	—	8
20～24	790	311	304	5	62	42	43	2	21
25～29	798	480	85	39	45	46	33	6	64
30～34	593	397	31	57	33	27	10	16	22
35～39	598	482	13	38	13	8	1	13	30
40～44	440	388	3	26	2	3	2	7	9
45～49	308	263	3	19	2	1	2	13	5
50～54	170	150	1	7	—	—	—	6	6
55才以上	97	76	—	10	—	—	—	10	1
構 成 比									
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15～19	5.4	0.2	27.9	0.5	8.2	3.8	13.3	—	4.8
20～24	19.7	12.2	49.8	2.5	36.3	31.8	41.0	2.7	12.7
25～29	19.9	18.8	13.9	19.3	26.3	34.8	31.4	8.2	38.6
30～34	14.8	15.6	5.1	28.2	19.3	20.5	9.5	21.9	13.3
35～39	14.9	18.9	2.1	18.8	7.6	6.1	1.0	17.8	18.1
40～44	11.1	15.2	0.5	12.9	1.2	2.3	1.9	9.6	5.4
45～49	7.7	10.3	0.5	9.4	1.2	0.8	1.9	17.8	3.0
50～54	4.2	5.9	0.2	3.5	—	—	—	8.2	3.6
55才以上	2.4	3.0	—	5.0	—	—	—	13.7	0.6

【八】韓国人夫と外国人妻の離婚夫婦の、二〇才未満の未成年子女の有無別離婚

外国人妻との離婚夫婦のなかには、九〇・六％は、二〇才未満の未成年の子女がない。

①韓国人夫と外国人夫婦の離婚件数四、〇一〇件のなかで、三、六三五件（九〇・六％）は、二〇才未満の未成年子女がなかった。

②離婚当時、二〇才未満の未成年子女を持っていた韓国人夫と外国人妻の夫婦の離婚は、三〇九件で七・七％を占めている。

③未成年子女の数は、一名が二一五件、二名が七十七件、三名以上は一七件であった。

④国籍別では、中国が一二二件、日本が五五件、ベトナム四五件であった。

表22 外国人妻の離婚当時、当時20才未満の子女の有無別離婚<sup>(41)</sup>

(単位：件、％)

	計	構成比	中 国	ベトナム	日 本	フィリピン	モンゴル	グアタマラ	米 国	その他
計*	4,010	100.0	2,551	610	202	171	132	105	73	166
子女(有)	309	7.7	112	45	55	19	11	7	27	33
1名	215	5.4	77	32	36	15	6	5	20	24
2名	77	1.9	27	13	13	4	5	2	5	8
3名以上	17	0.4	8	-	6	-	-	-	2	1
	3,635	90.6	2,396	557	140	150	120	96	45	131

## (三) 韓国人妻と外国人夫との離婚

## 【イ】韓国人妻と外国人夫との離婚

韓国人妻と離婚した外国人夫の国籍は、日本が六七・二%を占めている。

①韓国人妻と外国人夫との離婚は二、二七〇件で、日本が一、五二五件(六七・二%)、中国が三二九件(一四・一%)、米国二三八件(一〇・五%)の順である。

ここで、日本人夫の離婚比重が高いのは、その間の婚姻の累積数が他の国に比べて多かつたからであると推測される。

②中国人夫との離婚は三一九件で、一四・一%に過ぎないが、前年よりも一五七・三%の増加率を見せている。

## 【ロ】韓国人妻と離婚した外国人夫の年齢および国籍別に見た離婚

五五才以上の外国人夫が二五・二%を占めている。

①韓国人妻と離婚した外国人夫の年齢別離婚は、五五才以上が五七三件(二五・二%)で、四〇代後半(四五才～四九才)三四〇件(一五・〇%)で、五〇代前半(五〇～五四才)三三六件(一四・八%)の順である。

②日本人夫との離婚は、高年齢層で多く見られる。

表23 外国人夫の国籍別による離婚件数および構成比<sup>(42)</sup>

(単位：件、%)

	2002	構成比	2003	構成比	2004	構成比	2005	構成比	2006	構成比	構成比
計	1,465	100.0	1,581	100.0	1,789	100.0	1,834	100.0	2,270	100.0	23.8
日本	1,160	79.2	1,218	77.0	1,351	75.5	1,343	73.2	1,525	67.2	13.6
中国	51	3.5	36	2.3	45	2.5	124	6.8	319	14.1	157.3
米国	180	12.3	226	14.3	264	14.8	219	11.9	238	10.5	8.7
パキスタン	3	0.2	9	0.6	16	0.9	25	1.4	33	1.5	32.0
カナダ	7	0.5	20	1.3	11	0.6	21	1.1	30	1.3	42.9
Bangladesh	6	0.4	5	0.3	9	0.5	11	0.6	17	0.7	54.5
台湾	7	0.5	4	0.3	11	0.6	11	0.6	12	0.5	9.1
その他	51	3.5	63	4.0	82	4.6	80	4.4	96	4.2	20.0

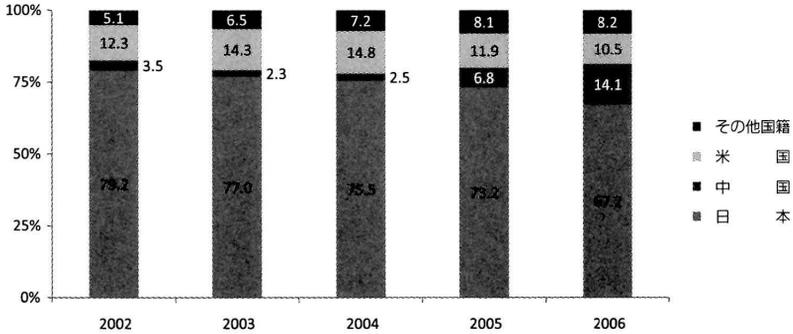


図9 外国人夫の国籍別離婚構成比の推移<sup>(43)</sup>

表24 年齢別による外国人夫との離婚<sup>(44)</sup>

(単位：件、%)

	計	日 本	中 国	米 国	パキスタン	カナダ	バングラデシュ	台 湾	そ の 他
計	2,270	1,525	319	238	33	30	17	12	96
15～19	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20～24	35	9	4	19	1	—	—	—	—
25～29	116	36	25	32	4	4	—	1	14
30～34	259	95	57	49	9	12	9	3	25
35～39	298	156	51	44	12	10	4	2	19
40～44	313	195	60	32	4	1	3	1	17
45～49	340	235	67	28	1	2	1	4	2
50～54	336	271	40	15	1	1	—	1	7
55才以上	573	528	15	19	1	—	—	—	10
構 成 比									
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15～19	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20～24	1.5	0.6	1.3	8.0	3.0	—	—	—	2.1
25～29	5.1	2.4	7.8	13.4	12.1	13.3	—	8.3	14.6
30～34	11.4	6.2	17.9	20.6	27.3	40.0	52.9	25.0	26.0
35～39	13.1	10.2	16.0	18.5	36.4	33.3	23.5	16.7	19.8
40～44	13.8	12.8	18.8	13.4	12.1	3.3	17.6	8.3	17.7
45～49	15.0	15.4	21.0	11.8	3.0	6.7	5.9	33.3	2.1
50～54	14.8	17.8	12.5	6.3	3.0	3.3	—	8.3	7.3
55才以上	25.2	34.6	4.7	8.0	3.0	—	—	—	10.4

【八】韓国人妻と外国人夫との離婚夫婦の、二〇才未満の子女の有無別に  
よる離婚

外国人夫との離婚した夫婦のなかでは、八六・五%は二〇才未満の未  
成年の子女がない。

①韓国人妻と外国人夫との夫婦の離婚の二、二七〇件のなかで、一、九  
六四件（八六・五%）は二〇才未満の未成年子女がない。

②離婚当時、二〇才未満の未成年の子女を持った韓国人妻と外国人夫と  
の離婚は二二〇件で九・七%を占めている。

③未成年の子女が一名の場合は一四八件で二名は五九件、三名以上は一  
三件に過ぎない。

④国籍別としては、日本が一〇三件、米国五四五件、中国が三〇件の順  
である。

表25 外国人夫との離婚当時、20才未満の子女の有無別離婚<sup>(45)</sup>

(単位：件、%)

	計	構成比	日 本	中 国	米 国	パキスタン	カナダ	イタリヤ	台 湾	その他
計*	2,270	100.0	1,525	319	238	33	30	17	12	96
子女(有)	220	9.7	103	30	45	2	7	2	7	24
1名	148	6.5	68	18	31	2	5	—	4	20
2名	59	2.6	28	9	14	—	2	1	2	3
3名	13	0.6	7	3	—	—	—	1	1	1
子女(無)	1,964	86.5	1,346	285	190	30	23	15	5	70

\*未詳を含む

## 結びに代えて

グローバル化している現在、いずれの先進諸国においても離婚は増加の傾向を示しているが、日本や韓国においては国際結婚と離婚の占める比率は高くなっている。

特に、韓国においては、韓国の経済産業発展の歴史に伴って、国際結婚と離婚の占める比率が変化していることが分かる。

まず一九四〇年代半ばの朝鮮戦争から一九七〇頃までの冷戦時期は、米軍の占領時期も重なるという特殊環境によって国際結婚なるものはじまっており、それと並行して、米国人と韓国人との間に養子縁組なども盛んに始まっていた。その後、一九六五年の日韓国交正常化になると、多くの日本の韓国への経済進出によって、日本人と韓国人との国際結婚が増加しており、さらに、両国の戦前からの歴史的な特殊関係から国際結婚や離婚が増加していた。

その後、第三に、一九六五年ベトナム戦争が始まり、韓国軍のベトナム派遣によって、韓国軍人とベトナム女性との国際結婚離婚が増えており、それと並行して、子供の扶養問題、慰謝料などで紛争が増えて行つた。

中国人・ロシア人と韓国人との国際結婚は一九九〇代の韓国の北方政策による国交正常化以降であり、同時に、韓国の経済発展によるソ連進出と、それに伴う大勢の経済関係に携っている人々やロシア留学生によって国際結婚と離婚が激増していると思われる。<sup>46)</sup>

こうしたグローバル化や地域の国際化は、既に考察したように、韓国における国際結婚と離婚を激増させて、韓国や日本および中国社会に多くの渉外的紛争事件をもたらしている。

その問題の重大性の一例としては、二〇〇六年における離婚事件で、二〇才未満の子女を持っている日本、中国、

米国と韓国人との間に行われた離婚でも示されている(表25)。

こういう国際的環境を考慮すると、このような渉外的な紛争を単に裁判によって解決するだけでなく、国際機関を設置し、国際的な次元での裁判外紛争を図ることは、東アジア地域における緊急な課題の一つであると思われる。

#### 注

- (1) この論文は、二〇〇七年一月二十八日、東京の大東文化大学大学院法務研究科が主催した『東アジア裁判外紛争解決機構化(EADR)』シンポジウムで、一つの試論として発表したものを整理したものである。
- (2) 『国勢調査』二〇〇五年。
- (3) 『読売新聞』二〇〇六年八月一日。
- (4) これとの対比で、今後、日本における国際結婚と離婚の現状を分析し、日・韓国国における判例を比較することも有益であると思われる。
- (5) 詳細については、内田 貴、『民法Ⅳ、親族・相続』二〇〇八年六月二〇日補訂版、一七頁。
- (6) 内田 貴、一九頁、pp.133ff。また、小論の主な目的は、法的紛争に関わる問題であるので、主に離婚問題に関して論じることになる。
- (7) 内田 貴、一三二頁、二九五頁。
- (8) 内田 貴、『上掲書』二九五頁。
- (9) 韓国民法第八四〇条。
- (10) 大法院、二〇〇〇年九月五日付先告九九ム一八八六判決。
- (11) 大法院二〇〇六年一月二三日付き、宣告二〇〇四ム一三七八判決。
- (12) 『二〇〇七年離婚統計』(韓国統計庁、二〇〇八年)。
- (13) 『上掲書』
- (14) 同上



(38) 同上

(39) 同上

(40) 同上

(41) 同上

(42) 同上

(43) 同上

(44) 同上

(45) 同上

(46) 韓国においては、最近、農村における村長が四ヶ国を話す、という笑い話がある。それは、ノ村のなかに、ベトナム、中国、フィリピンなどの女性が増加しているからである。全羅南道の場合、二〇〇六年に同道に嫁入りした外国人女性は、ベトナムが一、一八六名、中国七三四名、フィリピンが一一名などで合計二、二五二名になると言われている。一方、国際結婚が多くなると国際離婚も増えている。

国際結婚は二〇〇三年に二万八、四六八組であったが、三年後である二〇〇六年に三万九、〇七一組で、三七・二五%増えるにすぎなかったが、同期間中の国際離婚は二、七八四組から六、一八七組で、二二・二二・二三%増えた計算になる。『毎日経済』、二〇〇七年四月一五日。

(付録1)

表1 種類別離婚および普通離婚率：1883～2007年

年次	実数							割合(%)					普通離婚率(%)
	総数	協議	調停	審判	和解	認諾	判決(裁判)	協議	調停	審判	判決(裁判)		
1883	127,163	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	3.38	
1890	109,088	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	2.73	
1900	63,828	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	1.46	
1910	59,432	59,019	...	...	...	...	413	99.3	...	...	0.7	1.21	
1920	55,511	55,061	...	...	...	...	450	99.2	...	...	0.8	1.00	
1925	51,687	51,315	...	...	...	...	37	99.3	...	...	0.7	0.87	
1930	51,259	50,881	...	...	...	...	378	99.3	...	...	0.7	0.80	
1935	48,528	48,134	...	...	...	...	394	99.2	...	...	0.8	0.70	
1940	48,556	48,187	...	...	...	...	369	99.2	...	...	0.8	0.68	
1947	79,551	79,415	...	...	...	...	136	99.8	...	...	0.2	1.02	
1950	83,689	79,955	3,276	25	...	...	433	95.5	3.9	0.0	0.5	1.01	
1955	75,267	69,839	4,833	27	...	...	568	92.8	6.4	0.0	0.8	0.85	
1960	69,410	63,302	5,413	43	...	...	652	91.2	7.8	0.1	0.9	0.75	
1965	77,195	69,599	6,692	41	...	...	863	90.2	8.7	0.1	1.1	0.79	
1966	79,432	71,168	7,314	41	...	...	909	89.6	9.2	0.1	1.1	0.81	
1967	83,478	74,843	7,719	62	...	...	854	89.7	9.2	0.1	1.0	0.84	
1968	87,327	78,181	8,177	85	...	...	884	89.5	9.4	0.1	1.0	0.87	
1969	91,280	81,883	8,391	84	...	...	922	89.7	9.2	0.1	1.0	0.90	
1970	95,937	85,920	8,960	64	...	...	993	89.6	9.3	0.1	1.0	0.93	
1971	103,595	92,892	9,576	57	...	...	1,070	89.7	9.2	0.1	1.0	0.99	
1972	108,382	97,068	10,175	69	...	...	1,070	89.6	9.4	0.1	1.0	1.02	
1973	111,877	100,353	10,325	69	...	...	1,130	89.7	9.2	0.1	1.0	1.03	
1974	113,622	101,988	10,391	50	...	...	1,193	89.8	9.1	0.0	1.0	1.03	
1975	119,135	107,138	10,771	54	...	...	1,172	89.9	9.0	0.0	1.0	1.07	
1976	124,512	111,207	11,924	39	...	...	1,342	89.3	9.6	0.0	1.1	1.11	
1977	129,485	115,733	12,277	54	...	...	1,421	89.4	9.5	0.0	1.1	1.14	
1978	132,146	118,212	12,355	40	...	...	1,539	89.5	9.3	0.0	1.2	1.15	
1979	135,250	121,063	12,529	42	...	...	1,616	89.5	9.3	0.0	1.2	1.17	
1980	141,689	127,379	12,732	46	...	...	1,532	89.9	9.0	0.0	1.1	1.22	
1981	154,221	139,233	13,333	31	...	...	1,624	90.3	8.6	0.0	1.1	1.32	
1982	163,980	148,253	13,931	31	...	...	1,765	90.4	8.5	0.0	1.1	1.39	
1983	179,150	163,607	13,689	54	...	...	1,800	91.3	7.6	0.0	1.0	1.51	
1984	178,746	163,209	13,617	63	...	...	1,857	91.3	7.6	0.0	1.0	1.49	
1985	166,640	151,918	12,928	59	...	...	1,735	91.2	7.8	0.0	1.0	1.38	
1986	166,054	151,079	13,196	50	...	...	1,729	91.0	7.9	0.0	1.0	1.37	
1987	158,227	143,735	12,830	39	...	...	1,623	90.8	8.1	0.0	1.0	1.30	
1988	153,600	139,296	12,727	48	...	...	1,529	90.7	8.3	0.0	1.0	1.26	
1989	157,811	142,612	13,610	51	...	...	1,538	90.4	8.6	0.0	1.0	1.29	
1990	157,608	142,623	13,317	44	...	...	1,624	90.5	8.4	0.0	1.0	1.28	
1991	168,969	152,963	14,318	76	...	...	1,612	90.5	8.5	0.0	1.0	1.37	
1992	179,191	162,654	14,837	72	...	...	1,628	90.8	8.3	0.0	0.9	1.45	
1993	188,297	170,413	16,131	65	...	...	1,688	90.5	8.6	0.0	0.9	1.52	
1994	195,106	176,547	16,725	72	...	...	1,762	90.5	8.6	0.0	0.9	1.57	
1995	199,016	179,844	17,302	66	...	...	1,804	90.4	8.7	0.0	0.9	1.60	
1996	206,955	187,856	17,228	72	...	...	1,799	90.8	8.3	0.0	0.9	1.66	
1997	222,635	202,431	18,341	81	...	...	1,782	90.9	8.2	0.0	0.8	1.78	
1998	243,183	221,761	19,182	76	...	...	2,164	91.2	7.9	0.0	0.9	1.94	
1999	250,529	229,126	19,291	77	...	...	2,035	91.5	7.7	0.0	0.8	2.00	
2000	264,246	241,703	20,230	85	...	...	2,228	91.5	7.7	0.0	0.8	2.10	
2001	285,911	261,631	21,957	81	...	...	2,242	91.5	7.7	0.0	0.8	2.27	
2002	289,836	264,430	22,846	74	...	...	2,486	91.2	7.9	0.0	0.9	2.30	
2003	283,854	257,361	23,856	61	...	...	2,576	90.7	8.4	0.0	0.9	2.25	
2004	270,804	242,680	23,609	152	1,341	14	3,008	90.1	8.7	0.1	1.1	2.14	
2005	261,917	233,086	22,906	185	2,476	19	3,245	89.0	8.7	0.1	1.2	2.08	
2006	257,475	228,802	22,683	121	2,805	17	3,047	88.9	8.8	0.0	1.2	2.04	
2007	254,832	225,215	23,476	97	3,243	15	2,786	88.4	9.2	0.0	1.3	2.02	

(人口統計資料集2008)

(付録2)

表2 親権を行う子をもつ夫妻別離婚数：1950～2007年

年次	総数	子どもなし	子どもあり			
			総数	夫が全児の親権を行う	妻が全児の親権を行う	その他
実数						
1950	83,689	35,705	47,984	23,376	19,315	5,293
1955	75,267	29,557	45,710	21,130	18,573	6,007
1960	69,410	28,958	40,452	18,945	16,859	4,648
1965	77,195	32,232	44,963	20,328	20,205	4,430
1970	95,937	39,254	56,683	22,805	28,902	4,976
1975	119,135	44,467	74,668	25,162	43,259	6,247
1980	141,689	45,934	95,755	24,616	64,375	6,764
1985	166,640	52,959	113,681	25,094	81,395	7,192
1990	157,608	58,790	98,818	22,389	70,554	5,875
1995	199,016	76,949	122,067	22,817	93,326	5,924
2000	264,246	106,947	157,299	24,445	126,334	6,520
2005	261,917	107,813	154,104	23,154	125,174	5,776
2006	257,475	107,425	150,050	22,319	122,281	5,450
2007	254,832	110,074	144,758	22,049	117,372	5,337
割合 (%)						
1950	100.0	42.7	100.0	48.7	40.3	11.0
1955	100.0	39.3	100.0	46.2	40.6	13.1
1960	100.0	41.7	100.0	46.8	41.7	11.5
1965	100.0	41.8	100.0	45.2	44.9	9.9
1970	100.0	40.9	100.0	40.2	51.0	8.8
1975	100.0	37.3	100.0	33.7	57.9	8.4
1980	100.0	32.4	100.0	25.7	67.2	7.1
1985	100.0	31.8	100.0	22.1	71.6	6.3
1990	100.0	37.3	100.0	22.7	71.4	5.9
1995	100.0	38.7	100.0	18.7	76.5	4.9
2000	100.0	40.5	100.0	15.5	80.3	4.1
2005	100.0	41.2	100.0	15.0	81.2	3.7
2006	100.0	41.7	100.0	14.9	81.5	3.6
2007	100.0	43.2	100.0	15.2	81.1	3.7

(人口統計資料集2008)

(付録3)

## 離婚関係の調停・訴訟事件数

表3 婚姻中の夫婦間の調停事件数(離婚が主であるがそれ以外の事件も含む。ただし、婚姻費用分担、子をめぐる事件等乙類事件は含まない。)

年 次	新受件数
1949 (昭和24)	11,818
1955 ( 〳 30)	13,961
1965 ( 〳 40)	22,735
1975 ( 〳 50)	39,578
1985 ( 〳 60)	43,853
1999 (平成11)	52,885
2000 ( 〳 12)	55,560
2001 ( 〳 13)	59,005
2002 ( 〳 14)	61,001
2003 ( 〳 15)	62,526
2004 ( 〳 16)	59,868
2005 ( 〳 17)	57,818
2006 ( 〳 18)	56,537
2007 ( 〳 19)	57,522
2008 ( 〳 20)	55,935

表4 人事訴訟事件(離婚が主であるがそれ以外の事件を含む。人事訴訟法2)

年次(家裁移管後)	新受件数
2003 (平成15)	8,082
2004 ( 〳 16)	11,423
2005 ( 〳 17)	11,012
2006 ( 〳 18)	11,342
2007 ( 〳 19)	10,718

(表3, 表4は司法統計年報による)